

目 次

第8回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第8回大宜味村議会臨時会会議録（9月24日）	3

第8回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和57年9月24日

会期1日間

閉会 昭和57年9月24日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
9月24日	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第57号～議案第58号 (検討) 提案説明、質疑、討論、採決 閉 会

第8回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和57年9月24日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和57年9月24日 午前10時00分)

閉 会 (昭和57年9月24日 午前10時55分)

2. 出席議員 (12名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	7番議員 山 川 正 行 君
2番議員 平 良 真 光 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	9番議員 松 島 重 克 君
4番議員 山 川 保 清 君	10番議員 前 田 貞 四 郎 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (2名)

11番議員 前 田 福 正 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
-----------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	根路銘 安 昌 君	総 務 課 長	崎 山 勝 正 君
教 育 長	宮 城 松 一 君	教 育 委 員 会 総 務 課 長	大 山 岩 昌 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	稲 福 幸 三 君	書 記	前 田 孝 君
---------	-----------	-----	---------

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第57号 村有地の処分について

日程第4 議案第58号 塩屋小学校校舎改築工事請負契約について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。

よって、昭和57年大宜味村議会第8回臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において7番 山川正行君、8番 崎山喜弘君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時03分）

再 開（午前10時07分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第57号及び日程第4 議案第57号を一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第57号、本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要す。

地番につきまして外1筆とありますが、ふたつにわかれているわけでした、もう1筆は2015番地でございます。地積は2049番地が27,418㎡、2015番地が4,754㎡でございます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議案第58号、本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要す。よろしくお願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時12分）

再 開（午前10時49分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第57号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第58号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 10番（前田貞四郎君） これは本体工事だけの契約になっておりますが、電気工事などの金額はどのくらいになっておりますか。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） 電気が580万円となっております。これには水道なども全部入っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午前10時51分）

再 開（午前10時52分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第57号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号 村有地の処分について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第58号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号 塩屋小学校校舎改築工事請負契約について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時53分)

再 開 (午前10時54分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これをもって、昭和57年第8回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午前10時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員(7番) 山 川 正 行

署名議員(8番) 崎 山 喜 弘